

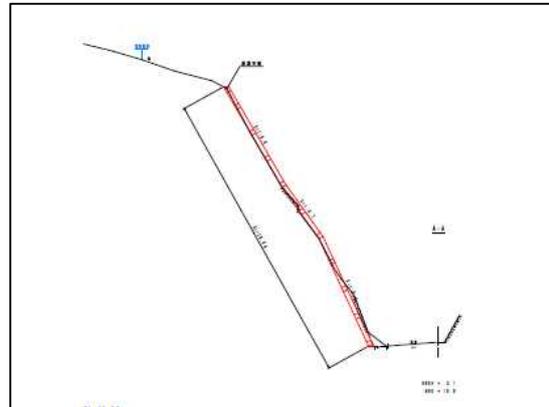
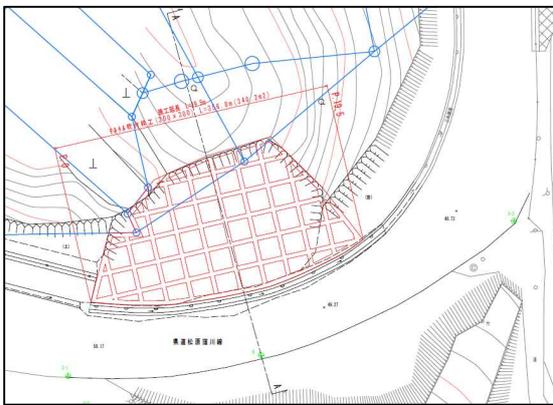
# ICT法面工のQ&A集

~~令和3年10月27日~~ 令和5年3月31日

## ② ICT法面工（現場吹付法砕工）について

### Q1

特記仕様書でICT法面工の記載があり、土工と現場吹付法砕工を合わせて発注をされた工事において、土工についてもICT活用工事を実施する必要があるでしょうか。



### A1

ICT土工の実施は必須ではありません。

ICT活用工事の適用範囲及び実施については、受発注者間で協議をお願いします。

### 【参考】

#### ICT活用工事（ICT法面工）試行要領 第6条 ICT活用工事の実施手続

##### （ICT活用工事の実施手続）

第6条 受注者がICT活用工事を実施する場合は、下記により受発注者が協議を行うものとする。

##### （1）「発注者指定型」の場合

受注者は、ICT活用工事の施工に先立ち「ICT活用工事計画書の提出」（様式1）を発注者に提出し、受発注者でICT活用工事の内容を確認するものとする。

##### （2）「施工者希望型」の場合

受注者は、ICT活用工事の施工に先立ち「工事条件変更等確認要求書」（別紙記載例参照）により発注者に確認の請求を行い、発注者は、ICT活用工事の内容を確認した結果を受注者に通知するものとする。

Q2

ICT法面工（現場吹付法枠工・植生工・吹付工）の3次元設計データ作成は「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）【令和5年3月 国土交通省】の第9編 法面工編 第3章 3次元計測技術を用いた出来形管理に必要な実施事項」において、「現状、現地合わせによる施工を行っている法枠工・植生工・吹付工の3次元設計データを作成することが困難であるために、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、3次元設計データの作成は必須としない。」となっています。

ICT法面工（現場吹付法枠工）、ICT法面工（植生工）、ICT法面工（吹付工）では、3次元設計データの作成を実施していなくても、ICT活用工事として認められますか。

A2

認められます。

ICT法面工（現場吹付法枠工）、ICT法面工（植生工）、ICT法面工（吹付工）を施工する場合は、法枠工等の3次元設計データを作成することが困難であるため、3次元設計データを作成しなくてもICT活用工事として認められます。なお、現場吹付法枠工・植生工・吹付工以外は、3次元設計データの作成が必要です。

#### 【参考】

#### ICT活用工事（ICT法面工）試行要領 第2条 ICT活用工事

##### 1. ICT活用工事

##### 1-1 概要

ICT活用工事とは、施工プロセス全ての段階において、以下に示すICT施工技術を全面的に活用する工事である。

また、次の①②④⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（法面工）とする。また、「ICT法面工」という略称を用いることがある。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当無し
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）【令和5年3月 国土交通省】  
第9編 法面工編 第3章 3次元計測技術を用いた出来形管理に必要な実施事項

「現状、現地合わせによる施工を行っている法枠工・植生工・吹付工の3次元設計データを作成することが困難であるために、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、3次元設計データの作成は必須としない。」

令和3年9月7日

① ICT法面工（現場吹付法砕工）の間接工事費の補正について

Q1

ICT活用工事（ICT法面工）試行要領（高知県版）の第2条 ICT活用工事の④3次元出来形管理の施工管理（2）出来形管理基準および規格値において「出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。」とあるので、ICT法面工では、ヒートマップの作成は必要ないと思われま

す。現行の基準および規格値により出来形管理図表・完成図の作成を行った場合に共通仮設・現場管理費の補正対象となるでしょうか。

A1

ICT活用工事（ICT法面工）試行要領（高知県版）の第5条 積算の1）～4）に規定する3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を行った場合は、共通仮設・現場管理費の補正対象となります。

ただし、TS等を用いた出来形管理を行った場合は、補正対象外です。

また、ICT法面工のうち現場吹付法砕工は、3次元設計データの作成は必須ではありません。

3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）【令和3年3月 国土交通省】

第9編 法面工編 第3章 3次元計測技術を用いた出来形管理に必要な実施事項

「現状、現地合わせによる施工を行っている法砕工の3次元設計データを作成することが困難であるために、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、3次元設計データの作成は必須としない。」

ICT活用工事（ICT法面工）試行要領（高知県版）の第5条 積算

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理（現場吹付法砕工は除く）
- 3) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 4) 上記1）～3）に類似する3次元計測技術を用いた出来形管理